

**特別利害関係人の議決権排除**  
—会社法175条2項「株式の相続人等に対する売渡請求を決定する  
株主総会議決における議決権排除」にかかる問題とその解決策—  
**Excluding Related Parties from Voting Right – A Problem included in Article 175  
Paragraph 2 of the Companies Act (Exclusion of Voting Rights When Effecting  
Demand for Sale to Heirs by Resolution of a Shareholders Meeting) and Its Solution**

齋 藤 孝 一

## 1. 問題の所在

「株式の相続人等に対する売渡しの請求」は、あらかじめ会社が定款に定めておけば、相続などの一般承継によって譲渡制限株式を取得した者から、会社はその株式を強制的に買い取ることを認めた制度<sup>1</sup>である。これは、少数株主の株式の相続にともない、譲渡制限株式が、経営に無関係な者や好ましくない者などに分散するのを防ぎうるようにしたいとか、オーナー経営者の相続開始にともない、経営後継者以外の相続人に株式が相続された場合に、強制的に経営後継者に株式を集中できるようにしたいという中小企業団体からの要望に応じて、会社法の制定にあたり創設された<sup>2</sup>。

しかし、会社オーナーに相続が発生した場合に、株式を相続した者に関しては、売渡し請求を決定する株主総会において議決権が排除されているがゆえに、相続の部外者である少数株主が会社を乗っ取るという、いわば相続クーデターが発生する可能性がある。

本稿は、相続株式の「相続人等に対する売渡しの請求」制度においてこのような問題が発生する原因となっている「特別利害関係人の株主総会議決権排除」が抱える問題を論究し、併せてその解決策を提起することを目的とする。

## 2. 特別利害関係人の株主総会議決権排除制度の歴史的変遷

株主総会で決議を行うに際して特別利害関係人の議決権を排除するという思想は、自分の利害に関係する問題については、公平無私な判断をすることが難しいため、決議に参加させてはならないという法命題<sup>3</sup> – 普遍的自然法的規範 – からの要請である。わが国における特別利害関係人の議決権排除の規定は、明治32年商法に先立つ明治29年民法がその66条において、公益社団法人につき「社団法人ト或社員トノ関係ニ付キ議決ヲ為ス場合ニ於テハ其社員ハ表決権ヲ有セズ」(平成18年民法改正にて削除)と定めたことに、その嚆矢をみてとることができる。

明治32年商法においては、その161条4項に「総会ノ決議ニ付キ特別ノ利害関係ヲ有スル者ハ其議決権ヲ行フコトヲ得ス」と規定された。同規定はその後、昭和13年改正で239条4

1 会社法174条～177条。

2 「中小企業における円滑な事業承継等のため、特に強い実務上の要望が寄せられ、実現することとされた制度である。」相澤哲編著『立案担当者による新・会社法の解説』別冊商事法務295号44頁(2006年)。

3 龍田節教授は、「株主の議決権の排除」法学論叢64巻3号43頁(1958年)にて「表決禁止規範」と命名されている。

項に移動（その後昭和 25 年改正で 5 項に移動）し、「行使スルコトヲ得ズ」との若干の字句修正が行われた。

昭和 13 年改正の際には、253 条も新設され、その 1 項において「株主ガ第 239 条 4 項ノ規定ニ依リ議決権ヲ行使スルコト得ザリシ場合ニ於テ決議ガ著シク不当ニシテ其ノ株主ガ議決権ヲ行使シタルトキハ之ヲ阻止スルコトヲ得ベカリシモノナルニ於テハ其ノ株主ハ訴ヲ以テ決議ノ取消又ハ変更ヲ請求スルコトヲ得」と規定された。これをもって決議の公正性をより一層確保しようとしたのである。

しかし、特別の利害関係という表現がきわめて抽象的であり漫然としているため、特別利害関係人の解釈は混沌<sup>4</sup>としてきた。しかも、株主は本来自己の利益のために議決権を行使しうるものであるとの英米法の考え方<sup>5</sup>が主流となったため、昭和 56 年商法改正で 239 条 5 項は削除され、同時に 253 条も削除された<sup>6</sup>。

さらに、昭和 56 年商法改正では、かかる特別利害関係人の総会議決権行使を認めることとの引換えに、「決議ニ付特別ノ利害関係ヲ有スル株主ガ議決権ヲ行使シタルコトニ因リテ著シク不当ナル決議ガ為サレタトキ」は、その決議は、決議取消しの訴えの対象となるとの規定が新設された（昭和 56 年改正商法 247 条 1 項 3 号。平成 17 年制定の会社法 831 条 1 項 3 号に受け継がれている）。これは、事前規制型から事後救済型への変更といえよう<sup>7</sup>。

ところで、この規定は、改正試案の段階では、「一部の株主が自己又はこれと特別の関係ある第三者に特に利益を与える目的で議決権を行使した結果、会社又は他の株主に著しい損害が生ずるとき」に決議取消しの訴えができるという、議決権の濫用を包摂する表現をとっていた。すなわち、「多数決の濫用」により不当な結果が生じた場合の対応措置として設けられようとしたのであるが、改正案の段階では、立法者の意図は不明のまま、「決議ニ付特別ノ利害関係ヲ有スル株主ガ議決権ヲ行使シタルコト」という表現に変更された。そして改正条文においても「特別利害関係人概念」が「決議取消原因」の問題として残ることとなったのである<sup>8</sup>。

その後、平成 6 年の商法改正により、特別利害関係人の議決権排除に関する新たな規定が設けられた。譲渡制限株式会社につき、会社が譲渡の相手方に指定された場合に会社が自己株式として取得する際の株主総会の特別決議においては、買取請求をする株主は議決権を行使することができない旨の規定が旧商法 204 条ノ 3 ノ 2 第 3 項に定められたのである。これは、会社法 140 条 3 項に受け継がれている。

平成 13 年の商法改正においても、旧商法 210 条【自己株式の取得】が全文改正され、【自己株式の買受け】として整備された際に、第 5 項において、自己株式を特定の者から買い受ける

4 北澤正啓「会社法根本改正の計画と其の一部実現」北澤正啓先生古稀祝賀論文集『日本会社立法の歴史的展開』444 頁（商事法務研究会、1999 年）。

5 英米法が議決権排除制度を認めていないことについては、「株主の議決権の排除」龍田・前掲注(3)58 頁に詳しく述べられている。

6 旧商法では、「特別利害関係人の議決権を一律に排除すると、正当な内容の決議も成立しない可能性が生ずることから、その制度の適用範囲をできるだけ狭く限定する解釈が判例・学説上とられ、解釈を難しくしていた。」神田秀樹「資本多数決と株主間の利害調整（一）」法協 98 巻 6 号 773 頁（1981 年）。

7 「現行法は、原則として特別利害関係人の議決権行使を許容し、裁判所が決議内容を不当とした場合に決議を取り消すという制度となったので、改正前のように特別利害関係人の範囲を狭く解釈する必要はない。」江頭憲治郎『株式会社法』344 頁（有斐閣、第 3 版、2009 年）。

8 鴻常夫・北澤正啓・竹内昭夫・龍田節・前田庸（研究会）会社法改正要綱をめぐって（第 2 回）『ジュリスト』737 号 104 頁以下〔前田発言〕（1981 年）。

ときには、係る株主総会の特別決議においては、旧商法 204 条ノ 3ノ 2 第 3 項を準用すると規定され、係る特定の者は議決権の行使ができないこととされた。これは、会社法 160 条 4 項に受け継がれている。

一般的には、事前に議決権行使を禁止するよりも、著しく不当な決議がなされたときに事後的な是正措置を講ずる方が妥当であるけれども、上記の 2 点、すなわち、「譲渡制限株式の買取請求」の場合と「特定の者からの合意取得」の場合は例外であるとの考え方に落ち着いたといえよう。

### 3. 会社法における特別利害関係株主の議決権排除に関する諸規定

会社法においても、特別利害関係人が総会において議決権を行使することができない旨の規定が温存されているのみならず、新設されたものもあることに留意しなければならない。

- ①会社法 140 条 3 項【株式会社又は指定買取人による買取り】は、旧商法 204 条ノ 3ノ 2 第 3 項から受け継いだものである。
- ②会社法 160 条 4 項【特定の株主からの取得】は、旧商法 210 条 5 項（旧商法 204 条ノ 3ノ 2 第 3 項準用）から受け継いだものである。
- ③会社法 162 条 2 号【相続人等からの取得の特則】は、新設規定である。
- ④会社法 175 条 2 項【相続人に対する売渡しの請求の決定】は、新設規定である。
- ⑤会社法 831 条 1 項 3 号【株主総会等の決議の取消しの訴え】は、旧商法 247 条 1 項 3 号から受け継いだものである。

上記①②③の規定は、いずれも会社と株主との合意契約に基づく取得に関するものである。株式を会社に譲渡する株主の総会議決権排除は、既に昭和 56 年改正で放棄されたはずの特別利害関係人の総会議決権排除の残滓である。

⑤は事前規制型から事後救済型へと移行したがゆえの規定である。「特別利害関係人概念」の問題点は依然解決されないままに残っている。

### 4. 「株式の相続人等に対する売渡請求」における問題点

問題は上記④の会社法 175 条 2 項にある。同項においては、「前項第 2 号の者は、同項の株主総会において議決権を行使することができない。ただし、同号の者以外の株主の全部が当該株主総会において議決権を行使することができない場合は、この限りでない」と定められている。④は上記①②③と異なり、合意ではなく、株主権を強制的に奪う際の規定であるにも拘らず、特別利害関係人の法理を当てはめることにより、自己株式取得に関する①②③の規定と同様の規定振りとなっている。現行法では、原則として、特別利害関係人の議決権行使を許容しつつ、その例外として、①②③④の自己株式の取得決議に限って特別利害関係人の議決権行使を排除している。しかし、①②③と④とでは、合意取得と強制取得という違いがある。このように適用場面を異にしているにも拘らず、同じ法理で律しようとしているところに問題があるといえよう。

④の問題を考察するにあたり、最高裁の次の判決<sup>9</sup>が参考になる。最高裁は、株主である取

9 最判昭和42年3月14日民集21巻2号378頁。

締役を解任する総会議決において、解任の対象である取締役は、特別利害関係人として議決権を排除されることはないとし、次のように判示した。「会社の取締役を解任ということは、会社の支配ないし経営についてもっとも重要な事項に属するから、株主としては、単に株主総会において発言することができるにとどまらず、これらの事項について、その議決権行使が許されるべきであって、取締役たるべき特定人が株主だからといって、当該事項について、その株主の議決権の行使が禁じられるいわれはないというべきである」。

この判決に見られるように、株主はいかなる議案についても自己の利益に基づいて総会議決権を行使することができるというのが、株主総会の理念である。

拙書<sup>10</sup>において指摘したように、会社法175条2項の規定は、少数株主に相続が発生した場合にそれによる譲渡制限株式の分散を防止するという立法趣旨や、非公開会社にとって好ましくないからざる株主を排除しようという立法趣旨から逸脱し、オーナー株主の相続開始により、少数株主による会社乗っ取りのクーデターを可能とする規定<sup>11</sup>になっている。会社法の立案担当者が、特定の株主からの自己株式取得に関する従前の規制を、同条の適用における特殊性を考慮することなく、一般的に及ぼしたのであろう。

会社法の立案担当者も、この問題の指摘を受けて気になったためであろうか、「相続人等に対する売渡しの請求の定款の定めを設けることができる時期については、特に限定は設けられていない。したがって、相続後の定款変更に基づき相続人に対して当該株式の売渡しを請求することも可能である<sup>12</sup>。」と述べている。しかし、オーナーの遺族に係る対応を速やかに行うか疑問である。また、そのような事後的定款変更方式は、少数株主の予測可能性を害することからも問題があろう。

会社法831条【株主総会等の決議取消しの訴え】の規定により、少数株主による相続クーデターに対応し得るという考え方もありうる。確かに、会社法831条1項1号の規定は「株主総会等の招集手続又は決議の方法が法令若しくは定款に違反し、又は著しく不公正なとき」とされているから、少数株主が多数派株主を会社経営から排除する決議は「決議の方法が著しく不公正」であるとして訴訟を提起することは可能であるかもしれない。しかし、勝訴判決の予測が立たないのみならず、判決がでるまでの間は少数株主により会社経営が行われることになる。時間と労力も大いにかかることから、オーナーの遺族にとって、クーデターを起こした少数株主とこの規定に基づいて法廷で争うのは、あまり得策とは言えないであろう。

また、会社法831条1項3号の「株主総会等の決議について特別の利害関係を有する者が議決権を行使したことによって、著しく不当な決議がされたとき」という規定は、多数決の濫用により、少数株主にとって不当な決議がなされた場合に、事後的救済を図るための規定である。したがって、議決権を排除された特別利害関係人の救済を図るためにこの規定に基づいて法廷で争うのは難しいであろう。

10 浜田道代監修 牧口晴一＝齋藤孝一『イラストでわかる中小企業経営者のための新会社法』115頁（経済法令研究会、2006年）、牧口晴一＝齋藤孝一『中小企業の事業承継 三訂版』210頁～215頁（清文社、2009年）、牧口晴一＝齋藤孝一『非公開株式譲渡の法務・税務』26頁～29頁（中央経済社、第2版、2009年）。

11 会社法175条2項は、株式会社が定款に基づき相続人等に売渡し請求をした場合には、「その株式を有する者はその株主総会において議決権を行使することができない」と規定しており、買取り請求の対象となっているその者が相続等により取得した株式に係る議決権のみならず、相続開始前から保有していた株式にかかる議決権も含めて、議決権を行使できないという構造になっている。したがって、少数株主による相続クーデターが発生しうる。

12 相澤哲＝葉玉匡美＝郡谷大輔『論点解説 新・会社法 千問の道標』162頁（商事法務、2006年）。

## 5. 会社法 172 条 2 項に関する立法提案

以上に述べた理由により、会社法 175 条 2 項は、法改正により削除すべきであるというのが本稿の結論である。

次善の策としては、少なくとも次のような修正が必要であると考ええる。

会社法 175 条 2 項に「前項第 2 号の者は」とあるのを、「相続その他の一般承継により当該会社の株式（譲渡制限株式に限る。）を取得した者〔前条の規定により株式を取得した者〕は、その取得した株式にかかる議決権について」という文言に修正すべきである。会社法 175 条 2 項にいう「前項第 2 号の者」は、175 条 1 項 2 号にいう「前号の株式を有する者」であり、ここでいう「前号の株式」とは、「次条第 1 項の規定による請求をする株式」をいう。次条である 176 条の 1 項の規定による請求をする株式とは、会社が「売渡し請求をする株式」のことである。さて、会社法 175 条 2 項にいう「前項第 2 号の者は」という文言を、字義通りに解釈するならば、売渡し請求をされる者が相続により取得した株式の議決権のみが排除されるのではなくて、その者が、相続開始以前より自己が有していた株式の議決権もまた行使できないという結論が導かれる。これはおかしい。このことから、オーナー一族以外の少数株主による相続クーデターが容易に完遂できることにもなりかねない。したがって、少なくとも、相続により取得した株式の議決権のみが排除されることが明らかになるよう、規定の表現を上記のように修正する必要がある。

もっとも、このような条文修正のみであっては、相続クーデターの防止に役立つのは、経営後継者が相続クーデターを起こすことを画策している少数株主より、総会特別決議を否決する程度の株式数を相続開始前に有している場合に限られるという限界を有していることを否めない。

## 6. 当面の対応策

以上のような法改正が行われるまでは、非公開のオーナー会社では、どのように対処したらよいのであろうか<sup>13</sup>。

相続人等に対する売渡し請求に関する定款の定めを設ける場合に、次のような定めにしておけば、少数株主にのみ本規定の適用が可能となり、相続クーデターを回避できよう。

当社は、相続その他の一般承継により、当会社の株式を取得した者に対し、当該株式を、当会社に売り渡すことを請求することができる。ただし、相続人に対する売渡し請求は、その相続する株式が発行済株式総数の 25% 以下<sup>14</sup>の場合にのみ請求できるものとする。

会社法 175 条 2 項は、支配株主であった者の株式であっても、会社による売渡請求の対象に

13 事業承継関連会社法制等検討委員会「中間報告」24 頁（2006 年）において、「オーナーが所有する株式を譲渡制限株式以外の株式にする」との一案が挙げられているが、これでは、公開会社となってしまう非公開会社ならではの会社法制が使えなくなり、有益な議論ではないと思われる。

14 この割合は、それぞれの会社の事情により柔軟に考えればよい。

なり得ること等を考えると、会社の内紛の原因となったり、濫用的な制度の利用がなされるおそれも、否定しきれない<sup>15</sup>規定である。したがって、現実的な対応策としては、少数株式のみが対象となる旨を定款で定めておくことが考えられよう。

なお、以上の問題とは別に、本制度に関しては、会社の買取り請求は遺産分割後ではなく、相続の開始があったことを知った日から1年以内に請求を行わなくてはならないという制限があることにより、次のような問題が生じうることもまた指摘されている<sup>16</sup>。すなわち、相続株式についての遺産分割が相続争いなどのために遅延すると、相続株式は相続人の共有状態となるが故に、会社は、相続人である共有者全員から取得しなければならず、相続人の中の特定の者に対して選択的に売渡しの請求をおこなうことができない。しかしこの問題は、支配株式に関する限り、事業承継に遺言を活用<sup>17</sup>することによって解決し得るであろう。

---

15 岩原紳作「自己株式取得、株式の併合、単元株、募集新株等」ジュリスト .1295号 41頁（2005年）。

16 加藤貴仁「事業承継の手段としての種類株式」ジュリスト1377号 69頁（2009年）。

17 遺言の活用については、売渡請求ができるのは、一般承継により株式を取得した者に対してであることに着目し、「事業承継者に対して株式を遺贈するという遺言を作成しておけば『特定承継』により株式を取得したことになるので売渡請求の対象とはならない。」という論考もある。幡田宏樹「株式分散を防ぐ事前対策（下）ケーススタディ 会社法で固める支配権」会社法務 A2Z 2009年 10月号 22頁以下。